

## 令和 5 年度大気環境測定結果

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定により実施した二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気環境測定結果は、以下のとおりである。

**1 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)**

一般環境大気測定局（一般局）（12 局）及び自動車排出ガス測定局（自排局）（4 局）の全測定局で環境基準及び環境目標を達成した。

なお、土気測定局は測定器の作動不良で評価から除いている。

**2 浮遊粒子状物質 (SPM)**

一般局（13 局）及び自排局（4 局）の全測定局で環境基準及び環境目標を達成した。

**3 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)**

一般局（7 局）及び自排局（2 局）の全測定局で環境基準及び環境目標を達成した。

**4 光化学オキシダント (O<sub>3</sub>)**

一般局（11 局）の全測定局で環境基準及び環境目標が未達成であった。

**5 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)**

一般局（9 局）の全測定局で環境基準及び環境目標を達成した。

**6 一酸化炭素 (CO)**

自排局（2 局）の全測定局で環境基準及び環境目標を達成した。

環境基準の達成及び維持に向け、工場・事業場等の固定発生源への対策及び自動車排出ガス対策を推進していく。

光化学オキシダントについては、その原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に向け、「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」（VOC 条例）に基づき事業者による自主的取組を促進するとともに、九都県市※で連携し、事業者や住民に向けてホームページへの掲載やリーフレット配布等の啓発活動を通じて排出削減を広く呼び掛けていく。

微小粒子状物質については、成分分析等の実施により実態把握に努めていく。

※九都県市…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

**1 項目別測定局数**

測定を行った項目別の測定局数及び測定局の位置は、表 1 及び図 1 に示すとおりである。（光化学オキシダント及び微小粒子状物質を除く項目については、年間測定時間が 6,000 時間以上、微小粒子状物質については、有効測定日数が 250 日以上ある測定局を評価対象としている。）

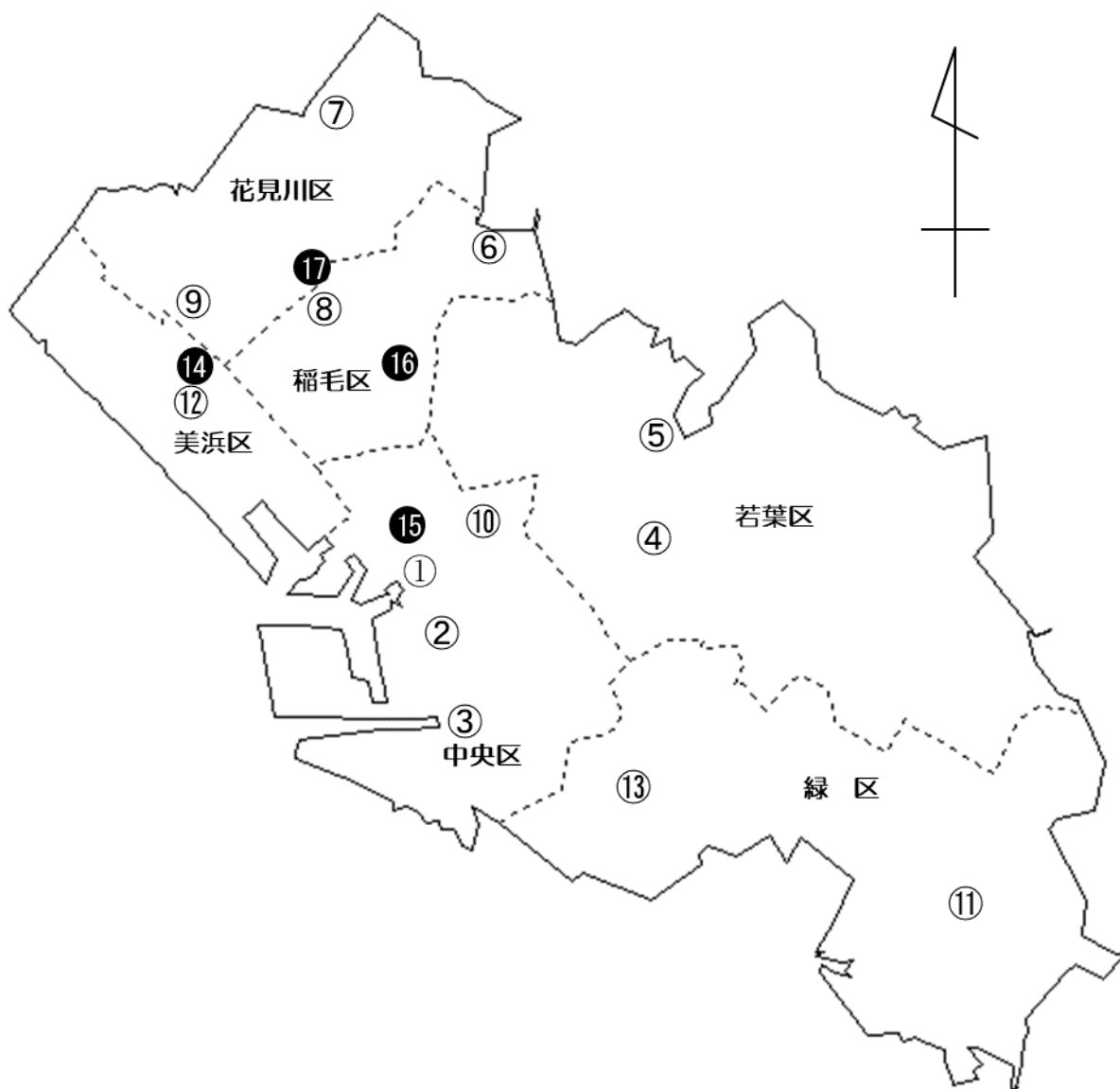
表 1 測定項目別測定局数

| 測定項目<br>測定局区分 | 二酸化窒素 | 浮遊<br>粒子状物質 | 微小<br>粒子状物質 | 光化学<br>オキシダント | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 |
|---------------|-------|-------------|-------------|---------------|-------|-------|
| 一般局※1         | 12    | 13          | 7           | 11            | 9     |       |
| 自排局※2         | 4     | 4           | 2           |               |       | 2     |

※1 一般局 … 一般環境の大気汚染状況を把握する測定局

※2 自排局 … 自動車排出ガスの影響を把握する測定局

図1 測定局位置図



一般環境大気測定局

|   | 測定局名称     |    | 測定局名称  |
|---|-----------|----|--------|
| 1 | 寒川小学校     | 8  | 宮野木    |
| 2 | 福正寺       | 9  | 検見川小学校 |
| 3 | 蘇我保育所     | 10 | 都公園    |
| 4 | 大宮小学校     | 11 | 土気     |
| 5 | 千城台わかば小学校 | 12 | 真砂公園   |
| 6 | 山王小学校     | 13 | 泉谷小学校  |
| 7 | 花見川小学校    |    |        |

自動車排出ガス測定局

|    | 測定局名称 |
|----|-------|
| 14 | 真砂    |
| 15 | 葭川    |
| 16 | 千草    |
| 17 | 宮野木   |

## 2 測定結果

### (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

#### ア 一般局 (土気測定局は測定機の作動不良で評価から除いている)

- 長期的評価による環境基準の達成率は、100% (12局中12局) である。
- 千葉市環境目標値の達成率は、100% (12局中12局) である。
- 年平均値は、緩やかながら減少傾向にある (過去5年)。

#### イ 自排局

- 長期的評価による環境基準の達成率は、100% (4局中4局) である。
- 千葉市環境目標値の達成率は、100% (4局中4局) である。
- 年平均値は、緩やかながら減少傾向にある (過去5年)。

### (2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

#### ア 一般局

- 長期的評価による環境基準の達成率は、100% (13局中13局) である。
- 年平均値は、横ばいで推移している (過去5年)。

#### イ 自排局

- 長期的評価による環境基準の達成率は、100% (4局中4局) である。
- 年平均値は、横ばいで推移している (過去5年)。

### (3) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

#### ア 一般局

- 長期基準 (年平均値)、短期基準 (日平均値の年間98%値) とともに達成率は100% (7局中7局) である。
- 長期的評価による環境基準の達成率は、100% (7局中7局) である。
- 年平均値は、緩やかながら減少傾向にある (過去5年)。

#### イ 自排局

- 長期基準 (年平均値)、短期基準 (日平均値の年間98%値) とともに達成率は100% (2局中2局) である。
- 長期的評価による環境基準の達成率は、100% (2局中2局) である。
- 年平均値は、緩やかながら減少傾向にある (過去5年)。

### (4) 光化学オキシダント (O<sub>3</sub>)

- 環境基準の達成率は、0% (11局中0局) である。なお、光化学スモッグが発生しやすい昼間 (5時～20時) の1時間値が0.06ppm以下である割合 (時間達成率) は95%となっている。
- 光化学スモッグ注意報は5回発令されたが、健康被害の届出はなかった。

### (5) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

- 長期的評価による環境基準の達成率は、100% (一般局9局) であり、昭和54年度以降100%を維持しており、良好な状況が続いている。
- 年平均値は、横ばいで推移している (過去5年)。

### (6) 一酸化炭素 (CO)

- 長期的評価による環境基準の達成率は、100% (自排局 2 局) であり、昭和 48 年度以降 100%を維持しており、良好な状況が続いている。
- 年平均値は、横ばいで推移している (過去 5 年)。

## 参考資料

### 1-1 環境基準及び千葉市環境目標値

| 項 目                             | 環 境 基 準 及 び 環 境 目 標 値 |                                                       |
|---------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| 二 酸 化 窒 素<br>(NO <sub>2</sub> ) | 環境基準                  | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 |
|                                 | 環境目標値                 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。                       |
| 浮遊粒子状物質<br>(SPM)                | 環境基準                  | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、        |
|                                 | 環境目標値                 | 1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                |
| 微小粒子状物質<br>(PM <sub>2.5</sub> ) | 環境基準                  | 1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が         |
|                                 | 環境目標値                 | 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。                         |
| 光化学オキシダント<br>(O <sub>3</sub> )  | 環境基準                  | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。                               |
|                                 | 環境目標値                 |                                                       |
| 二 酸 化 硫 黄<br>(SO <sub>2</sub> ) | 環境基準                  | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が                |
|                                 | 環境目標値                 | 0.1ppm 以下であること。                                       |
| 一 酸 化 炭 素<br>(CO)               | 環境基準                  | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8                |
|                                 | 環境目標値                 | 時間平均値が 20ppm 以下であること。                                 |

### 1-2 常時監視結果の評価方法

環境省通知「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」：令和5年11月9日最終改正

### 2-1 環境基準の達成状況経年変化

| 区分                        | 項 目       | 達 成 率 (%) |     |     |     |     | 令和5年度<br>達成測定局数* |
|---------------------------|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|------------------|
|                           |           | 令和元年度     | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |                  |
| 一般環境大気測定局                 | 二 酸 化 窒 素 | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 12/12※           |
|                           | 浮遊粒子状物質   | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 13/13            |
|                           | 微小粒子状物質   | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 7/7              |
|                           | 光化学オキシダント | 0         | 0   | 0   | 0   | 0   | 0/11             |
|                           | 二 酸 化 硫 黄 | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 9/9              |
| 自動<br>ガ車<br>ス排<br>測定<br>局 | 二 酸 化 窒 素 | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 4/4              |
|                           | 浮遊粒子状物質   | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 4/4              |
|                           | 微小粒子状物質   | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 2/2              |
|                           | 一 酸 化 炭 素 | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 2/2              |

(備考) \* 達成測定局数/有効測定局数

※測定機の作動不良で評価できなかった測定局として、二酸化窒素については1局を除いている

## 2-2 千葉市環境目標値の達成状況経年変化

| 区分                           | 項 目       | 達 成 率 (%) |     |     |     |     | 令和5年度<br>達成測定局数* |
|------------------------------|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|------------------|
|                              |           | 令和元年度     | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |                  |
| 一般環境<br>大気測定局                | 二酸化窒素     | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 12/12※           |
|                              | 浮遊粒子状物質   | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 13/13            |
|                              | 微小粒子状物質   | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 7/7              |
|                              | 光化学オキシダント | 0         | 0   | 0   | 0   | 0   | 0/11             |
|                              | 二酸化硫黄     | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 9/9              |
| 自動<br>ガソリン<br>車排<br>出<br>測定局 | 二酸化窒素     | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 4/4              |
|                              | 浮遊粒子状物質   | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 4/4              |
|                              | 微小粒子状物質   | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 2/2              |
|                              | 一酸化炭素     | 100       | 100 | 100 | 100 | 100 | 2/2              |

(備考) \* 達成測定局数／有効測定局数

※測定機の作動不良で評価できなかった測定局として、二酸化窒素については1局を除いている